



いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館

本館306号 TEL・FAX 052-883-6966

mail ZAP03421@nifty.ne.jp

URL <http://member.nifty.ne.jp/aichihatarakumono/>

秋の健康学校参加の呼びかけ

さわやかな秋です。元気で働いていますか？健康や人権は守られていますか？気持ちよく眠ることができますか？

心身ともに健康で働き続けることができるように、下記の内容で、秋の健康学校を企画しました。皆さんの参加をお待ちしております。

A：11月6日(水) 労問研副所長：伊藤 欽次氏
「労安活動の基礎と職場での活かし方」

B：11月13日(水) かすりの会：菱川 玲子さん、
「生きる力を育むために」
ケースワーカー：西尾 美沙子さん
「女性のメンタルヘルス」

C：11月20日(水) 過労死家族：鈴木 美穂さん
「過労死を未然に防ぐために」
弁護士：海道 宏美氏
「12年の過労死裁判闘争から」

D：11月27日(水) 元高校教師：村上 俊雄氏
労働会館勤務：米谷 百代さん
「うつ病とはどんな病気か・体験者は語る」

時 間 18:30～20:45

会 場 労働会館本館2階会議室(金山駅から名鉄本線に沿って、南へ徒歩10分)

参加費 1回500円(4回まとめて2,000円残念ながら、今回は割引はありません)

申込先 愛知健康センター TEL(FAX) 052-883-6966

(事前に申込みをお願いいたします。)

VDT作業・メンタルヘルス・ 職場の労安活動で学習・交流

愛労連・健康センター主催の労安学習交流会が、9月28日～29日、犬山・臨江館で開かれました。

28日は佐野眼科医院院長佐野正純先生から、目の構造と病のしくみについてわかりやすくお話し頂きました。最近、VDT作業が増えて、目が疲れる、目がかすむ、肩が凝るなどの訴えが多くなっています。VDT作業基準の改定があり、60分作業したら、10分間休んで遠くを見ることが勧められています。目が悪くなってからでは間に合いませんから、職場でみんなが10分の休憩を習慣づけるよう運動を進めましょう。

記念講演の後は、特別報告がありました。

名水労からは、労安活動をこつこつと30年積み上げてくると、事故が減少してくることが報告されました。また、職場の労安体制を五段階で評価してグラフ化し、点検する方法などが紹介されました。

愛高教からは、教職員が、学校の庭木カイズカイズキの剪定作業を行っているときに、脚立から落下して死亡する事故の報告がありました。事故後は、組合の労安委員がすぐに職場パトロールを実施することによって、県教育委員会を動かし、再発防止策を取らせることができた例の報告がありました。また、本部の労安委員が学校給食室の作業実態を調べて、腰痛や頸肩症候群などの職業病が起こる原因を解明することによって、県教育委員会に改善を要求した例などが報告されました。

夜は15名が宿泊して交流を深めました。



(佐野院長)



(船橋院長)

翌日は二つの分科会に分かれて討議しました。第一分科会は川本ポンプ労組の取り組みの報告がありました。安全衛生委員会は、労使それぞれ6名と委員長を加えて13名で構成、毎月第四水曜日10時から12時まで時間内に開催、原則的な活動をして事故を減らしていることが報告されました。労働組合の役割が高く評価されていました。

第二分科会は、国立東尾張病院院長舟橋龍秀先生による「職場のメンタルヘルス対策」についての講演でした。講演の後、質問や発言が続きました。うつ病の早期発見とプライバシーとの関係をどう折り合いをつけるか、若者に多いうつ病と中高年のうつ病との違い、うつ病が治ったあとの職場復帰の方法など、熱心に討論され、時間不足の感がしました。

二日間で約50名の参加でした。内容が良かっただけに、もっと参加者が増えないもったいない感じがしました。愛労連傘下の組合が「職場にたくさんの労安活動家を育てる計画」を持って、このような学習交流会の場に人を派遣し、活動家を育てることが必要と思いました。



愛知民医連 5 法人を訪問

労安活動の強化と愛知健康センター加盟、協力要請の懇談を行う

10月15日（火）、愛知民医連・民医連部会の5労組代表が、愛知民医連5法人に対し、(1)知健康センターの活動への協力（未加盟法人の加盟）の要請と(2)職場の労働安全衛生活動の強化要請のために、各法人を訪問し、各専務理事など代表者のみなさんと懇談を行いました。

小泉内閣による、社会保障と医療制度の相次ぐ改悪のもとで、医療機関では各病院とも厳しい経営に直面しています。さらに、医療の職場においてもメンタルヘルスなどの発生が相次ぐという事態です。このような状況を鑑みて、医労連・民医連部会としても、各職場における労働安全衛生活動の確立とその強化が急がれると認識し、各法人に取り組みの要請をおこなったものです。

当日の参加者は、愛知健康センターから宮崎事務局長、原田事務局次長が参加。民医連部会からは、幸島議長（みなと医療生協）、原事務局長（南医療生協労組）、西尾運営委員（北医療生協労組）、小岩運営委員（名南会労組）、田島運営委員（南医療生協労組）のみなさんが参加しました。最後の訪問先は、交通渋滞により予定より1時間も遅れた南医療生協を含め、各法人とも専務理事や事務長さんが出席していただいて、短時間でしたが、それぞれ中身の濃い懇談ができました。

要請(1)の、愛知健康センターへの加盟と活動への協力については、愛知民医連として県連一本で加盟を良しとしてきたが、現状の活動状況からも、愛知民医連に寄せる期待は高く、その役割の発揮の趣旨説明には、賛同の表明があり、今後、県連で検討したい、との返事をいただきました。

要請(2)の、職場の労働安全衛生活動については、未設置の職場には、労働安全衛生法に基づいてすみやかに設置を要請してきました。

懇談の中で、どこでもメンタルヘルスが話題となり、その対策についても説明もされましたが、その予防は、何処も手つかずです。懇談の中で、「本来労安活動は労働者の健康を守るだけでなく、医療の安全の確保という点からも労働組合のチェック機能が求められる。人づくりを含めて法人も取り組むが、労組の協力も要請したい。」との発言がありました。この発言は、真の労安活動について、法人からの期待の発言と受け止めました。民医連の職場で、必ず模範的な労働安全衛生活動がすすめられるものと確信しました。

名古屋南労基署、労災と認めず!! 遺族は、労災保険審査官に審査請求

■「うつ病」の発症は認定、しかし業務上とは認めず

2002年5月31日、中部電力・藤田労災認定請求に対し、名古屋南労働基準監督署は、不当にも業務外の判断を下しました。南労基署からは、「うつ病の発症は、愛知労働局が囑託している精神科医の一致した判断である。しかし、『発症からさかのぼって六ヶ月の間に、うつ病を発症するような心理的負荷、業務上の出来事があったか』についての総合評価は『中』であり、業務上とは判断しない」との説明がありました。

藤田さんは、亡くなる前、五ヶ月の間、70～120時間の残業をしていましたし、上司からの嫌がらせについても悩んでいました。上司による嫌がらせは、他の人にも同じようにあったとして発病の原因としては認めませんでした。

■発病後の労働状況を見逃した不当な決定

発病後の二ヶ月間は、約110時間の残業をしていました。発病により、業務能力が低下し、その結果ますます病状は悪化するという悪循環になりました。

しかし、名古屋南労基署の決定は、発病時期を、意図的に8月と断定し、8月以前の調査しか行っていないのです。事実、被災者が死に至る動機は、8月～11月（死亡月）の間に凝縮されているのです。にもかかわらず、労基署は、意識的にこの間の出来事に目をつぶったとしか考えられません。

ご遺族は、ただちに「うつ病」は、業務に起因して発症・悪化したものであり、それが原因で死亡に至ったものであるとして、7月3日、県労災保険審査官に審査請求をしました。

(中電・藤田さんの過労自殺、労災認定を支援する会)

中電・藤田労災とは？
中電火力センター勤務藤田さんが死亡したのは、過労による「うつ病」が原因として、家族が平成十二年十月十九日労災認定を申請。結果は業務外で労災は認定されませんでした。

<解説>

精神障害（過労自殺）の認定は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断」（これを「判断指針」といいます）によります。

判断指針によると、業務上外の判断にあたっては、

- ①精神障害の発病の有無、発病時期及び疾患名を確認
- ②業務による心理的負荷の強度の評価
- ③業務以外の心理的負荷の強度の評価
- ④個体側要因の評価

について具体的に評価した上で、さらに「判断要件」により総合的に判断するとしています。この「判断要件」は以下の(1)～(3)です。

- (1)対象疾病に該当する精神障害を発病していること
- (2)対象疾病の発病前おおむね6か月の間に、客観的に当該精神障害を発病させる恐れのある業務による強い心理的負荷が認められること。
- (3)業務以外の心理的負荷及び個体側要因により当該精神障害を発病したとは認められないこと。

以上の要件の他に、「職場における心理的負荷評価表」による総合判断、「業務以外の心理的負荷評価表」による判断、個体側要因の評価が加えられて、総合評価がされます。藤田さんの場合は、この総合評価が「中」と判断されたため、不当にも業務外と判断されました。

精神障害の認定の場合は、「精神障害の業務起因性の判断のフローチャート」により、業務上外の認定が進められます。その概要は、「判断要件」の該当の有無を判断し、「業務による心理的負荷の評価」による総合評価「弱」「中」「強」の判定が行われます。総合評価「弱」「中」と判断されれば、業務外となります。「強」の場合には、さらに加えて「特別な出来事」（極度の心理的負荷、極度の長時間労働）が認められ、「特別な出来事の心理的負荷が極端に大きい場合」、業務が有力な原因となっているかを総合判断し、認められればやっと業務上に認定されます。仮に総合評価が「強」と判断されても、「正常の認識行為選択能力が著しく阻害され」ていないとか「自殺行為を思いとどまる精神的な抑止力が著しく阻害されている状態で行われたもの」ではないという理由のみで「業務外」と判断されることが多く、業務上認定への道を閉ざし、ご遺族の苦しい胸の内を逆なでする結果となっています。

なお、過労死弁護団では、「判断指針」の問題点と題して、次のようなコメントを発表しています。

<「判断指針」の問題点>

東京などの労基署に自殺事案業務外判断理由では、認定基準の形式的画一的な適用によって、業務外による心理的負荷の強度が弱いと判断されるケースがでている。

すなわち、認定基準で明記された形式的な項目に該当しない場合から心理的負荷の強度が弱い、と簡単に結論づけられている。また、基準が「対象疾病の発病のおおむね6か月間の業務を対象」としているため、長期間の業務による負荷が考慮されない。長時間労働の考慮という点でも、毎日残業をしてもその程度では負荷とならないという理由説明も出ている。さらに、業務による心理的負荷の強度の判断に当たっては、当該労働者にとって強度だったかどうかという基準で判断されていない。

また、申請から認定まで要する期間が1年以上となっており、迅速な認定実務という当初の制度趣旨も実際には実現されていない。

今後、新認定基準の下での行政訴訟も提訴されるケースが生まれてくると予想されるが、新基準の持つ問題点を明確にして、業務上の過労・ストレスが原因となる自殺について、広く相当因果関係が認められ、労災と認められるよう、理論的にも一層検討を深めていくことが必要である。

藤田さんの場合も、まさに過労死弁護団が指摘する、認定基準で明記された形式的な項目に該当しない場合から心理的負荷の強度が弱い、と簡単に結論づけられているものといえます。

今後ともみなさんのご支援をお願い致します。

過労死弁護団全国総会、岐阜市で開催

第15回過労死弁護団全国連絡会議総会が、9月27日～28日、長良川河畔岐阜グランドホテルで開かれました。50余名の弁護士をはじめ、医師、研究者、社会労務士、家族の会、そして健康センターなど総勢87名の参加でした。愛知健康センターからも6名が参加しました。この総会は、過労死認定基準が改定され、認定が大幅に増えるという社会的な注目の下で開かれ、その様子は、翌日の新聞に大きく紹介されました。

総会は、過労死の被災者や家族を救済する裁判勝利の実績を積み重ねて、労働行政を変えてきた運動の到達点を明らかにし、今後の運動の方向をさぐるものでした。

認定件数では、前年に比べて飛躍的に前進したものの、申請の総数に比べるとまだまだ実態を反映したものではありません。それに、不良債権処理を名目にしたリストラ人減らしの中で、労働現場は、長時間過密労働がいつそう強められ、メンタルヘルス・健康破壊の進行はより深刻です。

総会は、この一年間大きく前進した裁判の勝利判決、和解事例からその活動と教訓を交流し、今後の訴訟の前進に生かす目的で開かれました。ベテランの弁護士さんに混じって、たくさんの若い弁護士さんが参加していることが心強いものでした。

総会では、過労死を救済するために、まだまだ不十分な新認定基準の問題点が5点にまとめられて報告され、さらに開かれたものにする運動を大きくする必要性が、基調報告されました。

愛知健康センターの田淵哲雄医師の記念講演「急性冠症候群：柏木裁判での一

つの争点」は、心臓疾患の最先端医学の到達点をわかりやすく解説され、過労死認定基準を追求する弁護団の活動に大きな示唆を与えるものでした。

各地の取り組みでも、認定訴訟が大きく進んだことが報告され、大きく展望が開かれるものでした。認定に年月がかかる問題は、被災者家族を救済するという精神からは遠くかけ離れています。最近では行政訴訟と併せて、損害賠償を請求する民事訴訟を先行させ、解決を早くする道を開いた事例も多数報告され、これは弁護団共通の教訓となっています。

情報化の時代ならではのデータベースを活用した判例の活用も若い弁護士さんによってつくられている報告もありました。最近、労働の情勢を反映して、青年労働者の災害・事故が多いことも全国共通です。労災事故が起きてからの認定では本当の救済にならないと、「過労死予備軍殿」という処方箋を発行し、青年労働者に注意を呼びかけるパンフレットを発行する神戸大学法学部樫村ゼミの活動も報告されました。

名古屋の水道労働組合で、過労死認定運動を先駆的に取り組んできた庄司悠一さんが、紹介されました。高齢にもかかわらずいまだ現役の心意気で、参加者を激励する挨拶をされました。

全国から、過労死家族の会の8名が参加、懇親会で紹介され、それぞれ勝利解決への誓いを新たにしました。

弁護士さんの交流学习の場ですが、研究者や、医師、被災者家族、支援する会の人々が交流し、社会的な犠牲で不幸になる人を無くしていく運動を交流する場として大切にしていきたいものです。

来年は、東京で開催されることになりました。

ボンジュール ドミニック!!

フランス電力労組執行委員、名古屋を訪問

2002年6月、愛知健康センターが主催して、第1回目のフランス交流の旅を行いました。その時、私たちの宿舎（フランス電力労働組合所有の郊外保養所）に泊まり込みで、四日間お世話をして頂いた三人組のひとり、フランス電力労働組合（FNME・CGT）のドミニックが、バカンスを日本で過ごすためにやってきました。



フランスで四六時中、私たちとお付き合いをしてくれている間に、日本に対する興味が大きくふくらみ、「日本に行ってみよう」という気になったようです。

パリから名古屋への直行便は、エールフランスが関空へ移ってしまったので、彼は、ルフトハンザを使って名古屋空港に降り立ちました。10月7日（月）朝、坂、木村、近森の3名が出迎えました。午前中は、菊花展が始まっていた名古屋城を散策し、昼食後、予定どおり全港湾名古屋支部に向かいました。

全港湾・田中書記長が受け入れの準備をして待機していました。始めに名古屋港に出入りする船舶を全てコントロールしている監視センタービルを訪問。私も初めての経験で、大変勉強になりました。次に、日本でもトップクラスのコンテナ埠頭での荷役作業を見学しました。

夕方から、全港湾事務所で、篠原委員長はじめ役員の方たちと、「フランス式」で、テーブルの上にアルコール、おつまみをならべて懇親をしました。

通訳を引き受けてくださったのは、新婦人の会の釘宮さん。彼女は万博反対の要請団に加わって、ヨーロッパへ通訳として渡欧した経験の持ち主です。

一方、ドミニックは、母国語の他に、イタリア語、英語、スペイン語がOK。何とも羨ましい限りです。

ドミニックは、6月から、給料は会社から支給を受けて、ほとんどの時間を、電力の技術者を組織する労働組合の仕事に就いているとのこと。今年で、51歳。娘一人、妻はなし。

彼に最近のフランス労働運動の一端を紹介してもらいました。

10月3日に、パリで公共サービスである電力の市場開放（自由化）に反対する8万人の大デモを組織しました。電力職員約12万人のうち、80%以上がストライキとデモに賛成。フランス電力のなかには五つのナショナルセンター別の組合が組織されていますが、デモには全ての組合が一致して取り組んだそうです。イニシアティブを持っているのは日本の全労連とも友好関係にある、ドミニックの属しているCGT系組合です。

フランスでは、6月の選挙で、社・共連合政権が敗北し、右派政権が誕生しました。この結果、大資本が目の仇にしている、労働時間35時間制に、即、噛みついてきました。（参考；9月20日付の赤旗新聞は「フランス・ラファラン保守内閣が、35時間労働の改悪法案を内閣決定した」と報じています。）同時に、大資本に計り知れない利潤を保障する、電力、鉄道、郵便などの公共サービス部門の民営化に狙いを定めて策動を強めています。これは日本でも全く同様な情勢です。

11月5日には、鉄道の民営化に反対するストライキとデモを、フランス全土で計画をしているそうです。勿論、電力労働組合も、全力を挙げて共同して闘う方針を決定しています。10月3日のパリデモを受けて、政府は「考える」と言っているが、労働者は信用していません。このストとデモの最大の効果は、他でもなく一般国民が政府の隠れた策動、大資本のための自由化の本質を理解したことにあります。先の大統領選挙では、社会党のジョスパン氏が当選すると多くのフランス国民が疑いませんでした。その結果、投票棄権者が増えて、シラク氏が当選するという思わぬ結果になってしまいました。この結果をもたらした自責の思いが、良心的に国民の間にあり、政府の方針厳しい目を向けているのです。

デモでは、横断幕を掲げ、全員がホイッスルを吹き鳴らしながら行進しました。ドミニクからのお土産は、デモで使った旗とホイッスル、それにCGTのバッチでした。ホイッスルを吹いてみたら、かなり甲高い音が響きました。日本でも取り入れたらおもしろいが、警察が騒音防止条例を盾ににしてデモ隊の間に割って入ってくるかもしれません。

ヨーロッパ諸国で、左派政権が苦しい立場に追い込まれています。国民が政権の交代を望む共通した理由の一つに、失業の増大があります。一部の富める者と多数の貧しい者の格差が広がり、その反発が移民労働者の迫害に現れたり、極右翼の台頭を許す結果になっているのです。さらに、日本の企業のように、「労働者を無権利状態で働かせたい」という熱い願望が、ヨーロッパの資本家の共通の思いとなっているのです。

フランスの労働者は、権利、社会保障の面で、日本とはかけはなれた高いレベルを勝ち取っています。しかし今、これらを守り抜いていくためには、日本の実情もよく理解し、同時に日本の労働者と団結して闘う必要性を、ドミニクも感じ取ったようです。

一晚、私の行きつけのスナックで、彼は「高い水準の経済力と技術を持っている日本で、労働組合の指導者が英語を話せないのはどういうことだろう？」と首をかしげました。

10月11日は、健康センター事務所で交流を行いました。この場には、水野幹男弁護士夫人とお二人の娘さんにも参加して頂きました。奥様はフランス語、お嬢さんは英語が堪能。当事務所は初めてという彼女たちも、交流場所を居酒屋に移したときにはすっかりうち解け、「楽しかった。」と感想を述べていました。

健康センターの、こうした外国人との交流に馳せ参じてくれるバイリンガル協力者が現れたことも、今回の「ドミニク効果」と言えます。

書籍紹介

「快適！ VDT作業」 名古屋大学教授 宮尾 克 監修

発行／財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 頒価 ¥ 150円

宮尾先生は、2000年～02年にかけて、厚生労働省「VDT作業に係る労働衛生管理に関する検討会」委員を努め、VDT作業ガイドラインの策定に関われました。また、公衆衛生学を通じ、IT時代における疾病の予防、健康増進対策を研究して見えます。

VDT作業の啓発書として是非お求め下さい。(注文は健康センターへFAXで)

秋の課題別交流集会・公務部会 開催

地方公務員災害補償基金の認可法人化を計画

10月12日、10:30～17:00、労働会館にて、いのけん全国センター主催秋の課題別交流集会が開かれました。30名規模の予定でしたが、大きく超える40名近い出席で、用意された資料が不足するほど。

地方公務員災害補償基金が法人化される法案が、秋の国会に提出される報告があり、法人化への対応が討議されました。

■地方公務員災害補償基金の法人化（案）について

現在小泉内閣の下、他の特殊法人改革法案と足並みを合わせ、地方公務員災害補償法の一部を改悪し、地方公務員災害補償基金を認可法人とする案を、秋の臨時国会への提出に向けて、現在調整中とのこと。

これは、小泉内閣の下、2001年12月閣議決定された特殊法人など整理合理化改悪計画において、地方公務員災害補償基金は、地方共同法人（仮称）にするとされたことから、同基金の組織形態を見直すというものです。改正のポイントは、①現在、理事長等を総務大臣が任命しているが、自主的な選任方法に変更すること、②地方公務員災害補償基金に対する国の関与を全体的に縮小すること、です。つまり簡単に言えば民営化するというものです。

以上の内容は、総務省自治行政局公務員部福利課から聞き取りした内容です。

また、法案が通れば、基金が地方共同法人に移行される時期は、2003年4月頃と予想されています。

■地公災基金法人化の問題点

基金法人化案にたいしていくつかの疑問・問題点が出されました。（順不同）

- ①全国センターとしては、法人化は改悪ととらえている。
- ②基金は現在、総務大臣の許認可法人であるが、大臣の関与が無くなる。それに伴い何が起きるのか？
- ③地方共同法人にされたら、社会保障の面がさらに薄められる危険性があり、保険会社の発想が強まる危険性がある。
- ④法人化の内容が詳細ではないので、情報公開させる必要がある。どうやって情報公開させるか？
- ⑤地方共同法人になったら、現在取り扱っている事案はどうなるのか？
- ⑥地方共同法人が、果たして私たちの要求を受け入れてくれるだろうか？
- ⑦地方共同法人化ということは、公務員が民間で審議されることになり問題だ。
- ⑧始めて聞いた話で驚いている。
- ⑨地方共同法人になるにあたってどこにメスを入れるのか、その闘いの方向が明確になるとよい。
- ⑩闘いする方法としては、中央、国会に対する要請行動を組織、要求書の提出などが考えられる。法案提出前の闘い、提出された後の闘いと二段階の闘いを考えるべき。
- ⑪新しい組織への変化に伴う問題点、要求の整理が必要。

⑫法案については秋の臨時国会に提出する。法案の内容については、閣議決定するまで示すことはできないと言っている。

⑬少しでも早く法案の内容・問題点を知らせてほしい。

⑭地方法人化されたら、要求は、国？支部？どこにするのか精査して欲しい。

議論された内容は以上のようなようです。また、地方共同法人化の詳細がわかれば、なるべく早く情報を知らせるとのことでした。

■その他報告事項

交流会で報告されたその他の内容は以下のとおりです。

(1) 国公災と地公災、民間労災の制度の現状について

(2) 官公と民の認定の違いと相似性について

(3) 地公災基金の認定基準の変遷、本部協議事項の指定の現状

(4) 「地方公務員災害補償制度」の問題点と改善要求（素案）

(4)については、全教・自治労連の要求書として提出する予定です。要求書の詳細については、センターまでお問い合わせ下さい。

県下全ての小中学校職場に 安全衛生委員会を設置させるためにアンケート

愛知県総務部は、部長名で、2002年1月15日付けで通知を出しました。この通知は、小中学校職場において労働安全衛生体制の整備が遅れていることを指摘し、早急な改善に取り組むことを促す内容でした。

この通達を受けて、愛知健康センターでは、愛知県下各自治体にアンケートを実施しました。このアンケートは、労安体制の改善がどこまで進んでいるのか？どのような安全衛生委員会実施要項が作られているのかなどを答える調査です。同時に、成文化された安全衛生管理規定のコピーの提供も求めました。

アンケートを県下87自治体に郵送したところ、10月26日現在、回収率が50%を越え47の自治体から回答がありました。安全衛生管理規定についても1/3ぐらいの自治体から送られてきました。

自治体の中には、教育委員会関係の衛生員会を設置したところも少ないですが見受けられました。これは、私たちの運動が少しずつ前進していることを示すものです。

12月県議会でも、追求してもらうように各政党にお願いし、健康センターに加盟している愛教労からも、人事委員会に措置要求運動など行い、愛知県下の全ての小中学校職場に安全衛生委員会の設置を迫る予定にしています。

教職員職場は、他の部局に比べて労安体制の整備が遅れてると言われています。いのちと健康を守り働きやすい学校職場を作ることは、子供たちの教育を守る運動につながると考えます。

アンケートの結果が集約できしだい結果を報告する予定です。

訂正とお詫び 「いのちと健康」ニュース9月号P.2で、12期総会の報告の中で、「南医療生協でうつ病が・・・」旨の記事があり、その原因を特定する説明がありましたが、配慮に欠けていました。この部分3行を削除して下さい。関係者にご迷惑をお掛けしましたことをお詫び申し上げます。
(事務局長 宮崎脩一)